

ごみ焼却処理施設の 排出ガスの測定値を公表します

ごみの焼却に伴う排出ガスの測定値を、次のとおり公表します。
 今回の結果については、国の規制値はもとより、施設管理値を十分満たす結果となっています。

【みかもクリーンセンターの排出ガスの測定値】

▶測定日 9月5日(水)～6日(木) 全項目測定

項目	単位	1号炉	2号炉	施設管理値	国の規制値、指針値等※1
ばいじん	g/Nm ³	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.08以下
硫黄酸化物	ppm	1.3	1.4	30以下	1,260以下
塩化水素	ppm	3.8	2.9	43以下	430以下
窒素酸化物	ppm	32	36	50以下	250以下
一酸化炭素※2	ppm	2	2	30以下	法令100以下 ガイドライン30以下
ダイオキシン類※3	ng-TEQ/Nm ³	0.000010	0.0000044	0.05以下	法令1以下 ガイドライン0.1以下

【葛生清掃センターの排出ガスの測定値】

▶測定日 8月1日(水)～2日(木) ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物測定、
 10月3日(水)～4日(木) ダイオキシン類測定

項目	単位	1号炉	2号炉	施設管理値	国の規制値、指針値等※1
ばいじん	g/Nm ³	0.006	0.004	0.05以下	0.25以下
硫黄酸化物	ppm	7.0未満	9.4	60以下	2,790以下
塩化水素	ppm	86	57	184以下	430以下
窒素酸化物	ppm	120	120	200以下	250以下
一酸化炭素※2	ppm	定期測定実施せず※2			法令100以下 ガイドライン50以下
ダイオキシン類※3	ng-TEQ/Nm ³	0.12	0.015	—※4	法令10以下 ガイドライン1以下

<補 足>

ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素の測定結果は、大気汚染防止法に基づく乾きガス、酸素濃度12%換算値である

測定値中の「～未満」の表記は、定量下限値未満のことで、定量下限値とは、その装置で正確に測定できる最低濃度のことである

※1 みかもクリーンセンターと葛生清掃センターとで国の規制値、指針値などが異なるのは、炉の種類、処理能力、稼動開始時期などにより適用される値が異なるため

※2 一酸化炭素については、法で定める定期の測定項目には該当せず、常時測定し記録するという項目となっている。なお、みかもクリーンセンターについては、建設時から性能確認項目に含まれているため、他項目と同時に測定を行っている

※3 ダイオキシン類測定は法令により年1回以上測定することとされており、みかもクリーンセンターは年2回、葛生清掃センターは年1回実施している

※4 葛生清掃センターのダイオキシン類の施設管理値に記載が無いのは、建設当時ダイオキシン類を規制する法律がなかったため。国の規制値に準じている

○用語、単位などの一般的な説明

- ・ばいじん…排出ガスに含まれるすすなど。喘息や気管支炎の原因となる
- ・硫黄酸化物…石油などの硫黄分が燃えることで生じる。呼吸器を刺激する
- ・塩化水素…強力な刺激物質で、鼻や気道の粘膜を刺激する
- ・窒素酸化物…物が燃えるとき窒素分により発生する。光化学スモッグなどの原因物質
- ・一酸化炭素…有機物が不完全燃焼したとき発生する。中毒などを引き起こす
- ・ダイオキシン類…塩素を含む物質の不完全燃焼により発生する。発ガン性がある
- ・g/Nm³……1立方メートル中に1g含有することを表す濃度
- ・ppm……100万分の1を表す単位。1ppmは0.0001パーセントのこと
- ・ng-TEQ/Nm³…(ng/Nm³)は1立方メートル中に1gの10億分の1含有することを表し、(TEQ)はダイオキシン類の量を毒性に換算したことを示すもの



■問合せ クリーン推進課 ☎(22)2654

まちづくりの基本ルール

「自治基本条例」その2

■行政経営課 ☎(20)3005

自治基本条例とは…まちづくりの基本ルールを条例として定めるものです。現在、自立した市政運営や市民が参画する市政運営のための基本的な考え方を、自治基本条例として制定する必要性が高まっています。

自治基本条例によって何が変わるの？

市政に対する市民の役割、市民に対する行政などの責務を明らかにすることや、これまで以上に市民の声が反映した市政運営を可能とすることになります。

市政を担う職員にとっても、市民との協働や説明責任などに関する意識が向上し、市民の皆さんの視点に立った行政サービスの推進が図られるものと考えられます。

自治基本条例の効果は？

自治基本条例に市民が望むまちづくりの基本理念や基本的事項が規定され活かされることで、明確となったルールや権利、責務のもと、普遍的かつ長期的な市政運営が推進されることとなります。

どのように自治基本条例をつくるの？

自治基本条例には共通した基準はありません。つくろうとする自治基本条例の制定目的を明確にすることが重要です。また、多くの市民が策定に参加できる組織や仕組みをつくる必要があります。制定した多くの自治体では、「市民会議」などの市民を中心とした組織を設置し、条例案の作成過程において、市民への情報開示や市民からの意見を広く求め、市民主体のルールづくりを実現しています。

広報さの・市ホームページへの広告募集

「広報さの」への広告および「市ホームページ」に掲載するバナー広告を募集します。

【広報さのへの広告募集】

▶ 広告の掲載号

5月1日号～平成26年4月1日号（毎月1日号に掲載）

広告掲載スペース	広告規格	広告料	募集枠数
①生活情報欄 最下段半枠	縦 45mm ×横 86.5mm	15,000 円	毎号 4 口 (合計 48 口)
②生活情報欄 最下段 1 枠	縦 45mm ×横 175mm	30,000 円	毎号 4 口 (合計 48 口)
③裏表紙下段	縦 100mm ×横 175mm	100,000 円	毎号 1 口 (合計 12 口)

☆複数号への申し込みも可能です

☆1 広告主につき毎号 1 口限り応募できます

☆募集枠数を超えた号は抽選となります

【規制業種または事業者】

- ・風俗営業法第 2 条に該当またはこれに類するもの
 - ・消費者金融等
 - ・ギャンブルに関するもの
 - ・法律に定めのない医療類似行為を行うもの
 - ・佐野市から指名停止を受けている業者
 - ・行政指導を受け、未改善のもの
 - ・その他広告掲載不適当と市長が認めるもの
- その他、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください

【市ホームページへのバナー広告募集】

▶ 広告掲載期間

4月1日～平成26年3月31日の範囲内での月単位掲載。掲載開始は申込月の1日午前9時から掲載終了は月の末日午後5時まで

▶ 広告の規格

(1 枠につき) 縦 40 ピクセル×横 140 ピクセル (G I F または J P E G 形式、10KB 以内)

▶ 掲載料金 1 カ月につき 15,000 円

▶ 月間アクセス数 月平均約 45,000 件 (トップページ) ※参考数値です

▶ 掲載の位置 市ホームページをご覧ください

▶ 広告のデザイン

市ホームページのデザインを損なうものなどは不可 (広告掲載者と担当課とで調整してから掲載)

▶ 申込 広告原稿、市税の納税証明書、申込者の業務内容が分かる書類 (法人の場合、法人の登記事項証明書) をそえて、市ホームページからダウンロードした申込用紙に必要事項を記入し、1月4日 (金) から 31日 (木) までに、お申し込みください

※詳しくは市ホームページ

(<http://www.city.sano.lg.jp/>) をご覧ください

■問合せ 政策調整課広報広聴係 ☎(20)3037